

見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和 6 年 8 月 30 日

全国健康保険協会石川支部

支部長 赤澤 信秀

1 調達内容

(1) 調達件名

適正服薬通知業務にかかる印刷・封入封緘業務委託

(2) 調達物品の特質等

詳細は仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 31 日

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 見積競争方法

契約は単価にて行う。見積書には、各単価（税抜額）に予定数量（仕様書参照）を乗じて算出した金額の合計金額を記載すること。なお、見積金額には当該業務遂行に要する一切の諸経費を含めること。また、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

契約者の決定にあたっては、期限内に適正な見積書を提出した者のうち、見積金額が全国健康保険協会石川支部の定める予算限度額の範囲内であり、かつ最低見積金額を提示した者を契約の相手方とする。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4、5、6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマークの取得又は ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの認証を取得していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出先、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA 金沢ビル9階

全国健康保険協会石川支部

(見積書提出に関すること) 企画総務グループ 担当 築山 TEL 076-264-7201

(仕様に関すること) 企画総務グループ 担当 星野 TEL 076-264-7201

(2) 見積書提出期限

令和6年9月17日 午後4時00分(必着)

提出時に以下の書類を提出すること

①本件見積書

②個人情報の取扱いを含む発送等の業務実績を記載した実績申立書(任意様式)

③令和4、5、6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)

④プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のいずれかの認証の写し

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 見積書には見積年月日・事業所名・代表者名・見積金額を記載し代表者印を押印し提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印もれまたは判読不明なものは無効とする。

(3) 提出した見積書の差替え、変更、または取消しをすることはできない。

(4) 本件業務の目的を達成するため、仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき又は業務の内容を変更する必要があるときは、全国健康保険協会石川支部と受託者が協議するものであること。

(5) 請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(6) 契約書の作成 要

(7) 見積結果については決定業者にのみ連絡する。

【参考 全国健康保険協会会計細則 抜粋】

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。